

総行公第 182 号  
平成 30 年 12 月 21 日

各 都 道 府 県 総 務 部 長  
（人事担当課、市町村担当課、区政課扱い）  
各 指 定 都 市 総 務 局 長  
（人事担当課扱い）  
各 人 事 委 員 会 事 務 局 長

} 殿

総務省自治行政局公務員部公務員課長  
（公 印 省 略）

超過勤務命令の上限の設定等に係る条例参考例の送付について（通知）

長時間労働の是正のための措置として、民間労働法制においては、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」（平成30年法律第71号）により罰則付きの時間外労働の上限規制等が導入され、原則として平成31年4月から施行されることとなっております。また、国家公務員においても、本年8月の人事院の「公務員人事管理に関する報告」において、超過勤務命令を行うことができる上限を人事院規則で定めるなどの措置を講じるとされ、平成31年4月より適用すべく人事院において人事院規則の改正等の作業が進められているところです。

地方公務員についても、地方公務員法第24条第4項における「均衡の原則」により、国家公務員の措置等を踏まえ、超過勤務命令を行うことができる上限を定めるなど所要の措置を講じていただくとともに、平成31年4月より適用すべく条例の改正等を行っていただくようお願いします。併せて、長時間労働の是正をはじめとする働き方改革について地域社会をリードする役割を改めて御認識いただき、時間外勤務縮減等に向けた取組を一層推進していただくようお願いします。

つきましては、「職員の勤務時間、休暇等に関する条例（案）」を別添のとおり改正しましたので送付します。なお、改正人事院規則等につきましては、その内容が判明し次第、情報提供する予定としています。

おって、各都道府県においては、市区町村等にも御連絡いただくようお願いします。なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対しても、本通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。

本通知は、地方公務員法第59条（技術的助言）、地方自治法第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

連絡先

公務員課公務員第四係 包、佐々木

電話 03-5253-5544（直通）

○ 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（案） 新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>（正規の勤務時間以外の時間における勤務）            第十条（略）            2 （略）            3 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に<u>関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。</u></p>	<p>（正規の勤務時間以外の時間における勤務）            第十条（略）            2 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には正規の勤務時間以外の時間において職員に前項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあつては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として人事委員会規則で定める場合に限り、正規の勤務時間以外の時間において同項に掲げる勤務以外の勤務することを命ずることができる。            （新設）</p>

附則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。